

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

新宿区カムバック採用募集案内

令和8年1月
新宿区

新宿区カムバック採用は、育児・介護・転職等で新宿区を退職した有為な職員を厳選して再採用し、在職時や退職後の知識・経験を活かして区政で再度活躍してもらうことを目的とする採用選考です。

1 採用職種、職層、採用予定数等

(1) 対象職種

事務系	事務（一般事務、ICT）、社会教育
福祉系	福祉（福祉、児童指導、保育士）、心理
一般技術系	土木造園（土木技術、造園技術）、建築、機械、電気、衛生監視（保健衛生監視、食品衛生監視）、学芸研究
医療技術系	歯科衛生、栄養士、保健師、看護師
技能系	技能Ⅰ（自動車運転）、技能Ⅱ（警備、作業Ⅰ）、技能Ⅴ（自動車運転Ⅱ、自動車整備）、技能Ⅵ（作業Ⅲ）

※退職時と同一の職種で採用します。

※欠員等の状況により、選考を実施しない場合があります。

(2) 対象職層

全ての職層（係員、主任、係長級、課長補佐、課長級、部長級、技能1級職、技能主任、技能長、統括技能長）

※ 再採用する職層は、原則、退職時と同一の職層とします（本人意向等を踏まえ、下位の職層で再採用する場合もあります）。

※ 課長級及び部長級での再採用は、選考受験日の属する年度の末日において60歳未満の場合に限ります。

(3) 採用予定数

若干名

2 主な勤務場所・職務内容

勤務場所	区役所本庁舎・分庁舎、特別出張所、各事務所、保健センター、保育園・子ども園等 ※屋内全面禁煙 (区役所本庁舎は敷地内屋外に喫煙所有) (区役所第2分庁舎は敷地内屋外に職員用喫煙所有)
職務内容	職種等に応じた職務

3 受験資格

次の要件を全て満たす方

- (1) 平成30年4月1日以降に退職した方
- (2) 新宿区在職時の勤務経験年数が1年以上ある方※
- (3) 選考受験日の属する年度の末日において65歳未満の方。ただし、令和12年度までの間、年齢要件の上限部分は次表のとおり。

選考年度	7	8	9	10	11	12
年齢要件の上限	62歳未満	63歳未満	64歳未満			

- (4) 日本国籍を有している方(一部の職種を除く)
- (5) 採用される職が資格又は免許を必要とする場合は、該当する資格又は免許を有する方
- (6) 地方公務員法で選考を受けることができないとされている者に該当しない方(以下の<参考>を参照)

<参考>【地方公務員法第16条】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

※在職期間の計算について

① 除算する期間

- ・特別職、会計年度任用職員、臨時の任用職員、任期付職員であった期間
- ・停職期間
- ・人事交流者については、他の特別区及び特別区の組織する一部事務組合における職員期間

② 通算する期間

- ・公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)に基づき特定法人等に退職派遣された者及び国等に退職派遣された者が、当該条例等により引き続き特別区に再採用された場合、派遣先に在職していた期間

4 採用予定期

隨時。ただし、原則各月1日採用とする。

5 選考方法

(1) 第一次選考

選考方法	書類審査（在職時の人事評価及び勤務状況、申込時の記載内容等によって審査します）
結果通知	合否に関わらず、順次申込者全員に通知します（登録メールアドレスへ通知） ※申込月の翌月末日を経過しても第一次選考結果のメールが届かない場合は、人事課人事係までご連絡ください。

(2) 第二次選考

選考方法	個別面接
実施日・場所等	第一次選考の合否通知の際にお知らせします
結果通知	合否に関わらず、順次申込者全員に通知します（登録メールアドレスへ通知）

(3) 備考

原則として、各月1日～末日までの受験申込分について翌月以降に選考を開始します。第一次選考及び第二次選考の選考期間は受験申込時期によって変動しますが、合わせて3か月程度を見込んでください。

6 受験手続

インターネット(LoGoフォーム)からお申込みください。

申込方法（手順）	(1)下記URLまたは二次元コードから申込フォームにアクセスしてください。 (2)画面の指示に従って全ての必要事項を正しく入力して送信してください。	
	URL	二次元コード
	<p>https://logoform.jp/form/kubz/1351718</p>	
		
	<p>※申込後、受付完了をお知らせするメールが届いているか確認してください。このメールが届かない場合は、必ず問い合わせ先までご連絡ください。</p>	
	<p>※システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。</p>	

7 勤務条件

勤務時間	原則として、午前8時30分から午後5時15分まで、休憩時間を除き7時間45分勤務、1週間当たり38時間45分です。ただし、一部の勤務先では変則勤務があります。
休日	原則として土・日曜日、国民の祝日、年末年始が休みです。ただし、変則勤務の勤務先では、休みが異なる場合があります。
休暇	1年(暦年)に20日(4月採用者は採用年には15日)の年次有給休暇があります。 そのほかに夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等があります。
昇任	昇任選考又は昇任能力実証の受験資格における、在職期間要件の判定に当たっては、新宿区在籍時の勤務経験年数を通算します。ただし、採用初年度及び条件付採用期間中は昇任選考又は昇任能力実証を受験することができません。
給与	給料月額は、かつて新宿区職員であった際の職務の級及び号給を基本に、退職後の経歴等を考慮して決定します。 また、このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

8 福利厚生制度

新宿区の職員になると、東京都職員共済組合(東京都と23区の職員で構成)、特別区職員互助組合(23区の職員で構成)及び新宿区職員互助会に加入することになり、職員とその家族のために、次のような福利厚生制度が備えられています。

東京都職員共済組合	健康保険・年金事業のほか、人間ドックや保養施設等の福祉事業を行っています。
特別区職員互助組合	団体契約保険事業、ライフプラン事業、会員制施設事業、生活支援・リフレッシュ事業、各種相談事業等を行っています。
新宿区職員互助会	職員自らが選択したレクリエーション等のメニューに一定の補助を行うカフェテリアプラン事業、各種祝金等の給付事業等を行っています。
その他の	健康管理としての定期健康診断の実施や、被服の貸与があります。

9 個人情報の取り扱いについて

本採用選考の実施にあたり、履歴書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

【問い合わせ先】

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区総務部人事課人事係

☎ 03 (5273) 4053 (人事係直通) (新宿区役所本庁舎3階)

(土日・休日を除く午前8時30分から午後5時まで)